

# 入院期間が180日を超える入院に関する事項

## ●選定療養費の概要

入院期間が180日を超えた日以降の入院料については、国の制度により患者さんの希望・患者さんの自己選択による入院として、入院料の一部を自己負担していただきます。

## ●自己負担の金額（1日につき）

180日超え入院選定療養費	2,900円	+	290円（消費税等）
---------------	--------	---	------------

## ●対象病棟

一般病棟（従って、ICU・3階東・7階西病棟は対象外です。）

## ●対象者

一般病棟に継続して入院し180日を超えた患者

- 1) 同一傷病による入院である場合に入院期間を通算します。
- 2) 他保険医療機関からの転院の場合でも入院期間を通算します。
- 3) 退院後の再入院の場合でも入院期間を通算します。  
(ただし退院後3カ月以上経過している場合は通算されません。)
- 4) 腫瘍用薬の投与や放射線治療を実施している状態など「厚生労働大臣の定める状態」にある場合は対象患者から除外されます。
- 5) 15歳未満の患者さんは対象患者から除外されます。

松江市立病院 病院長